第五十二条　有効期間及び終了

(1)　この協定は、理事会が(3)の規定に基づいてこの協定を終了させるまで効力を有する。

(2)　理事会は、この協定の効力発生の日の後五年ごとに、必要に応じ、特に新たな課題及び機会に適応し、及び対応するため、この協定の見直しを行い、及び適当な場合には決定を行う。

(3)　理事会は、いつでも、この協定を終了させることを決定することができる。終了は、理事会の定める日に効力を生ずる。

(4)　理事会は、この協定の終了の後も、機関の清算、会計上の処理及び資産の処分を行う期間において必要な決定を行うために要する限りにおいて存続する。

(5)　理事会は、この協定の終了に関して行われた決定及びこの条の規定に基づき理事会が受領した通告を寄託者に送付する。

第五十三条　改正

(1)　理事会は、この協定の改正を提案することができるものとし、その提案を全ての締約国政府に通報する。改正は、加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有する締約国政府及び加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有する締約国政府から寄託者が受諾の通告を受領した後百日目の日に、機関の全ての加盟国について効力を生ずる。第二段に定める割合は、関連する締約国政府に改正の提案が受諾のため送付された時点におけるこの協定の締約国政府の数に基づいて計算する。理事会は、締約国政府が寄託者に対して改正の受諾を通告する期限について定め、全ての締約国政府及び寄託者に通報する。当該期限までに改正の効力発生のための割合についての要件が満たされなかった場合には、改正は、撤回されたものとみなす。

(2)　理事会が別段の決定を行わない限り、締約国政府は、理事会の定めた期限までに(1)の規定に従い寄託者に対して改正を受諾する旨の通告を行わなかった場合には、改正の効力発生の日にこの協定の締約国政府でなくなる。

(3)　理事会は、この条の規定に基づき締約国政府に送付した改正を寄託者に通報する。

第五十四条　補足規定及び経過規定

二千七年の国際コーヒー協定に基づいて機関若しくはその内部機関により又はこれらの名においてとられた措置は、この協定が効力を生ずる時まで引き続き効力を有する。

第五十五条　この協定の正文

英語、フランス語、ポルトガル語及びスペイン語をひとしく正文とするこの協定の原本は、寄託者に寄託する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、その署名に対応して掲げる日にこの協定に署名した。

附属書Ⅰ　二千七年の国際コーヒー協定に定める煎りコーヒー、カフェイン抜きコーヒー、液状コーヒー及び可溶性コーヒーの換算係数

煎りコーヒー

煎りコーヒーを生コーヒー相当重量に換算するためには、煎りコーヒーの正味重量を一・一九倍する。

カフェイン抜きコーヒー

生のカフェイン抜きコーヒーを生コーヒー相当重量に換算するためには、生のカフェイン抜きコーヒーの正味重量を一・〇五倍する。煎ったカフェイン抜きコーヒー又は可溶性のカフェイン抜きコーヒーを生コーヒー相当重量に換算するためには、煎ったカフェイン抜きコーヒー又は可溶性のカフェイン抜きコーヒーの正味重量をそれぞれ一・二五倍又は二・七三倍する。

液状コーヒー

液状コーヒーを生コーヒー相当重量に換算するためには、液状コーヒーに含有されるコーヒーの固形成分の乾燥状態における正味重量を二・六倍する。

可溶性コーヒー

可溶性コーヒーを生コーヒー相当重量に換算するためには、可溶性コーヒーの正味重量を二・六倍する。

コーヒーミックス

二千二十二年六月九日に国際コーヒー理事会が承認した決議第四百七十六号に従って決定する。

二千二十二年の国際コーヒー協定の寄託者に係る国際コーヒー理事会（英国ロンドンにおける二千二十二年六月八日及び九日のバーチャル会議による第百三十三回特別会合）決議第四百七十七号（二千二十二年六月九日の第二回全体会合において承認されたもの）

国際コーヒー理事会は、二千二十二年六月九日の第百三十三回会合において、二千二十二年の国際コーヒー協定（以下「協定」という。）の案文を採択した決議第四百七十六号を承認しており、

千九百六十九年の条約法に関するウィーン条約第七十六条（条約の寄託者）1は、交渉国が条約の寄託者を指定することができること及び寄託者が国（その数を問わない。）、国際機関又は国際機関の主たる行政官のいずれであるかを問わないことを規定しており、

協定第二条(10)は、理事会が二千二十二年十月六日前のコンセンサス方式による決定により寄託者を指定すること及び当該決定が協定の不可分の一部を成すことを規定しているので、

国際コーヒー理事会は、次のとおり決議する。

1　国際コーヒー機関を協定の寄託者に指定する。

2　国際コーヒー機関の首席の管理職員である事務局長に対し、千九百六十九年の条約法に関するウィーン条約に適合する方法により同機関が協定の寄託者の任務を遂行することを確保するために必要な措置（少なくとも次の事項を含む。）をとるよう要請する。

(a)　協定の原本及び寄託者に引き渡された全権委任状を保管すること。

(b)　協定の原本の認証謄本を作成し、及び送付すること。

(c)　協定への署名を受け付けること並びに協定に関連する文書、通告及び通報を受領し、かつ、保管すること。

(d)　協定への署名又は協定に関連する文書、通告若しくは通報が正式な手続によるものであるかどうかを検討すること。

(e)　協定に関連する行為を通報すること並びに協定に関連する通告及び通報を送付すること。

(f)　協定第四十六条に規定する協定の効力発生又は暫定的効力発生に必要な数の批准書、受諾書若しくは承認書又は暫定的適用の通告書の寄託の日を通報すること。

(g)　国際連合事務総長に協定を登録すること。

(h)　寄託者の任務の遂行に関して問題がある場合には、署名政府及び締約国政府又は適当なときは国際コーヒー理事会の注意を喚起すること。

外務大臣　林　芳正

農林水産大臣　野村　哲郎

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　松野　博一